

一般社団法人日本看護系大学協議会定款施行細則 変更案

改正案	現状
(理事候補者の種類及び選出) 第2条 本会の理事候補者については次の3種とする。 (1) 選挙理事候補者 別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出された者を選挙理事候補者とする。 (2) 指名理事候補者 代表理事が理事会の承認を得て、前項の候補者とは別に社員の中から推薦した者を指名理事候補者とする。 (3) 常任理事候補者 常任理事は、<u>別に定める常任理事候補者選考規程により社員以外から選出され、理事会が推薦した者とする。</u>	(理事候補者の種類及び選出) 第2条 本会の理事候補者については次の3種とする。 (1) 選挙理事候補者 別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出された者を選挙理事候補者とする。 (2) 指名理事候補者 代表理事が理事会の承認を得て、前項の候補者とは別に社員の中から推薦した者を指名理事候補者とする。 (3) 常任理事候補者 常任理事は、本会の事務所を主たる勤務地とする理事であり、社員に限らず理事会が推薦した者を常任理事候補者とする。
(役員候補者の人数) 第4条 選挙理事候補者は、10名とする。 2 指名理事候補者は、<u>4</u>名以内とする。 3 常任理事候補者は、理事会が必要と認めた場合限り、2名以内で置くことができる。 4 監事候補者は、2名とする。	(役員候補者の人数) 第4条 選挙理事候補者は、10名とする。 2 指名理事候補者は、3名以内とする。 3 常任理事候補者は、理事会が必要と認めた場合限り、2名以内で置くことができる。 4 監事候補者は、2名以内とする。
(削除し第6条に規定)	(<u>役員の補欠候補者</u>) <u>第5条 定款第22条第2項の補欠役員の候補者は、役員候補者選挙の次点者から得票順に若干名選出する。</u>
(役員の任期) 第<u>5</u>条 役員の再任は、選挙理事・指名理事・監事の別を問わず連続しては2回(3期)までとする。 2 常任理事の再任は、第1項の規定にかかわらず、常任理事として就任してから連続2回(3期)までとし、選挙理事・指名理事・監事を連続3期務めた者を常任理事に選任することを妨げない。 3 常任理事以外の役員については、任期中に会員校から代表として推薦された社員でなくなった場合は、原則辞任するものとする。 4 第3項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。	(役員の任期) 第6条 役員の再任は、選挙理事・指名理事・監事の別を問わず連続しては2回(3期)までとする。 2 常任理事の再任は、第1項の規定にかかわらず、常任理事として就任してから連続2回(3期)までとし、選挙理事・指名理事・監事を連続3期務めた者を常任理事に選任することを妨げない。 3 常任理事以外の役員については、任期中に会員校から代表として推薦された社員でなくなった場合は、原則辞任するものとする。<u>後任を選任する場合の候補者は、役員候補者選挙において次点の者から順に選任する。</u> 4 第3項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

改正案	現状
<u>(補欠役員候補者の選出について)</u> <u>第 6 条 補欠役員候補者は次のように選出し、社員総会で選任する。</u> <u>(1) 選挙役員（理事と監事）について、定款第 2 2 条第 2 項の補欠役員を選任する場合には、候補者は、役員候補者選挙の次点者から得票順に若干名選出する。</u> <u>(2) 任期中に選挙役員（理事と監事）が辞任し、後任を選任する必要が生じた場合には、役員候補者選挙において次点の者から順に候補者を選出し、社員総会で選任する。</u> <u>(3) 任期中に指名理事が辞任し、後任を選任する必要が生じた場合には、同細則第 2 条に従って新たな指名理事候補者を選出し、社員総会で選任する。</u>	(新設)
※附則への追記 <u>附則 この規程の改正は、2023 年 7 月 14 日から施行する。</u>	

=====

【参考】常任理事候補者選考規程

<https://www.janpu.or.jp/file/jyouninrijikouhosyassenkoukitei.pdf>

=====

(常任理事の定義)

第 2 条 常任理事とは、代表理事を補佐し、本会から報酬を得て業務を遂行する理事をいう。

(推薦の基準)

第 6 条 常任理事は次の各号の基準をすべて満たすことを原則とする。

- (1) 本会の目的、事業に理解があり、常任理事として就任する意思がある。
- (2) 看護系大学・大学院での看護学教育研究者の経歴を有する。
- (3) 本会の社員の経験者が望ましい。
- (4) 本会の役員または委員経験者が望ましい。
- (5) リーダーシップ、マネジメントシップ及び企画力に優れている。
- (6) 役員にふさわしい人格、見識を有する。
- (7) 心身ともに健康である。
- (8) 再任に当たっては、第 3 条第 1 項の条件を満たしている。